



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年2月27日金曜日 第2043号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	148
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	149
解除予定保安林.....	150
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	150
建築士事務所の監督処分(2件).....	151
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	152
新たな土地改良事業の施行の認可.....	153
土地改良事業の工事完了の届出.....	153
道路の供用開始(県道上分三島線).....	154
道路の供用開始(県道松山北条線).....	154
土地改良区役員の就退任の届出.....	154
道路の位置の指定.....	154
道路の区域変更(県道城川橋原線).....	154

道路の供用開始(").....	155
道路の区域変更(県道城川橋原線).....	155
道路の供用開始(").....	155
道路の区域変更(県道城川橋原線).....	155
道路の供用開始(").....	156

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告(2件).....	156
--------------------------------	-----

労働委員会公告

調停申請の公表.....	156
--------------	-----

雑 報

環境影響評価書の縦覧.....	157
-----------------	-----

正 誤

平成21年2月17日付け第2040号愛媛県告示第213号(義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧)中.....	157
---	-----

告 示

○愛媛県告示第247号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
マルヨシセンター西条店	西条市喜多川字土居部394番地 外	駐輪場の位置及び台数	店舗棟西側 1箇所 52台	店舗棟西側 2箇所 87台	平成21年 2月27日 (ただし、 軽微変更 認定後)	平成21年 2月16日
		荷さばき施設の位置及び面積	店舗棟東側 1箇所 169.00㎡	店舗棟南西側 2箇所 217.73㎡		
		廃棄物保管施設の容量	64.80㎡	65.64㎡		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 248 号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
 改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成21年 1月26日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 <u>6 厘 5 毛</u>	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 <u>7 厘</u>
2 ~ 5 省略				2 ~ 5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付け		年 1 分 2 厘 5 毛	年 <u>6 厘 5 毛</u>	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付け		年 1 分 2 厘 5 毛	年 <u>7 厘</u>

られるものに 限る。)			
7 省略			

られるものに 限る。)			
7 省略			

○愛媛県告示第 249 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡愛南町柏1075（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 250 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、四国中央市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年 2月27日

三島川之江港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
四国中央市
四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番55号
代表者 四国中央市長 井原 巧
四国中央市三島宮川 3 丁目 4 番15号
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
 - ア 2 - 2 工区
四国中央市三島中央 1 丁目字陣屋 1930 番15から同市三島中央 1 丁目字陣屋 1930 番57、同市三島中央 1 丁目字陣屋 1930 番 6 を経て同市三島中央 1 丁目字中ノ丁番外 532 番 6 に至る間の地先公有水面
 - イ 2 - 3 工区
四国中央市三島中央 1 丁目字陣屋 1930 番15から同市三島中央 1 丁目字陣屋 1930 番57に至る間の地先公有水面
 - ウ 3 - 2 工区
四国中央市三島中央 1 丁目字陣屋 1930 番15から同市三島中央 1 丁目字陣屋 1930 番57、同市三島中央 1 丁目字陣屋 1930 番 6 を経て同市三島中央 1 丁目字中ノ丁番外 532 番 6 に至る間の地先公有水面
 - エ 3 - 3 工区

四国中央市三島中央 1 丁目字陣屋 1930 番15から同市三島中央 1 丁目字陣屋 1930 番57、同市三島中央 1 丁目字陣屋 1930 番 6 を経て同市三島中央 1 丁目字中ノ丁番外 532 番 6 に至る間の地先公有水面

オ 3 - 5 工区

四国中央市三島中央 1 丁目字陣屋 1930 番15の地先公有水面

(2) 区域

ア 2 - 2 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び25の地点と24の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点（四国中央市三島宮川 4 丁目八幡池四等三角点）は、北緯33度58分50秒7299、東経 133 度32分57秒8209の地点
25の地点は、基点から真北 319 度45分26秒1 216 52メートルの地点

26の地点は、25の地点から真北 174 度55分39秒 43 .14 メートルの地点

27の地点は、26の地点から真北 220 度02分06秒180 .92メートルの地点

16の地点は、27の地点から真北 310 度00分16秒223 .63メートルの地点

40の地点は、16の地点から真北 310 度00分15秒265 .89メートルの地点

24の地点は、40の地点から真北40度00分24秒211 .35メートルの地点

イ 2 - 3 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び16の地点と40の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点（四国中央市三島宮川 4 丁目八幡池四等三角点）は、北緯33度58分50秒7299、東経 133 度32分57秒8209の地点
16の地点は、基点から真北 309 度47分00秒1 .391 .77メートルの地点

29の地点は、16の地点から真北 219 度59分05秒 16 .25 メートルの地点

3の地点は、29の地点から真北 219 度59分04秒 20 .01 メートルの地点

4の地点は、3の地点から真北 219 度59分04秒245 .99メートルの地点

5の地点は、4の地点から真北 310 度00分17秒266 .00メートルの地点

40の地点は、5の地点から真北40度00分25秒282 .25メートルの地点

ウ 3 - 2 工区

次の各地点のうち30の地点から11の地点までを順次に結んだ線及び11の地点と30の地点を結ぶ平成 8 年の秋分の満潮位（D.L.+3.66メートル）における公有水面と西防波堤との境界線により囲まれた区域

基点（四国中央市三島宮川 4 丁目八幡池四等三角点）は、

北緯33度58分50秒7299、東経 133 度32分57秒8209の地点
 30の地点は、基点から真北 312 度56分41秒936.74メートルの地点
 31の地点は、30の地点から真北 293 度49分37秒 18.91メートルの地点
 32の地点は、31の地点から真北 285 度21分19秒109.46メートルの地点
 33の地点は、32の地点から真北 310 度00分18秒 77.78メートルの地点
 34の地点は、33の地点から真北 355 度00分28秒 29.33メートルの地点
 8の地点は、34の地点から真北39度59分25秒203.60メートルの地点
 9の地点は、8の地点から真北 130 度02分27秒195.82メートルの地点
 10の地点は、9の地点から真北 219 度34分45秒1.68メートルの地点
 11の地点は、10の地点から真北 301 度38分40秒6.61メートルの地点

エ 3 - 3 工区

次の各地点のうち28の地点から27の地点までを順次に結んだ線及び28の地点と27の地点を結んだ線により囲まれた区域
 基点（四国中央市三島宮川 4 丁目八幡池四等三角点）は、北緯33度58分50秒7299、東経 133 度32分57秒8209の地点

28の地点は、基点から真北 308 度56分40秒1,168.34メートルの地点
 29の地点は、28の地点から真北 310 度00分15秒223.61メートルの地点
 16の地点は、29の地点から真北39度59分05秒 16.25メートルの地点
 27の地点は、16の地点から真北 130 度00分16秒223.63メートルの地点

オ 3 - 5 工区

次の各地点のうち20の地点から35の地点までを順次に結んだ線、35の地点と15の地点を結んだ線及び20の地点と15の地点を結ぶ昭和46年 5 月17日付け愛媛県指令港第 288 号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. +3.80メートルにより決定）により囲まれた区域

基点（四国中央市三島宮川 4 丁目八幡池四等三角点）は、北緯33度58分50秒7299、東経 133 度32分57秒8209の地点
 20の地点は、基点から真北 304 度11分40秒962.60メートルの地点
 19の地点は、20の地点から真北40度00分18秒 55.83メートルの地点
 2の地点は、19の地点から真北 310 度00分18秒 88.00メートルの地点
 3の地点は、2の地点から真北 310 度00分13秒346.09メートルの地点
 29の地点は、3の地点から真北39度59分04秒 20.01メートルの地点
 28の地点は、29の地点から真北 130 度00分15秒223.61メートルの地点
 39の地点は、28の地点から真北 130 度00分34秒235.68メー

トルの地点
 38の地点は、39の地点から真北 131 度14分29秒 10.00メートルの地点
 37の地点は、38の地点から真北 133 度33分27秒 10.00メートルの地点
 36の地点は、37の地点から真北 135 度55分55秒 10.00メートルの地点
 35の地点は、36の地点から真北 138 度19分46秒 10.28メートルの地点
 15の地点は、35の地点から真北 179 度36分17秒0.15メートルの地点

(3) 面積

ア 2 - 2 工区 103,012.88平方メートル
 イ 2 - 3 工区 75,063.42平方メートル
 ウ 3 - 2 工区 42,767.01平方メートル
 エ 3 - 3 工区 3,633.78平方メートル
 オ 3 - 5 工区 10,861.64平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成 9 年 3 月13日 愛媛県指令 8 港第 548 号

4 しゅん功認可年月日

平成21年 2月27日

○愛媛県告示第 251 号

建築士法（昭和25年法律第 202 号）第26条第 2 項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分を行った。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 監督処分をした年月日

平成21年 2月20日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

本田建築設計工房
 松山市東石井七丁目 7 番20号

(2) 開設者の氏名

本田讓治

(3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

(4) 登録番号

愛媛県知事登録第1309号

3 監督処分の内容

平成21年 4 月 1 日から 1 月間の建築士事務所の閉鎖

4 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第 4 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第 1 項の規定による処分を受けたこと。

○愛媛県告示第 252 号

建築士法（昭和25年法律第 202 号）第26条第 2 項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分を行った。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 監督処分をした年月日

平成21年 2月20日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

有限会社松下建築構造事務所

伊予郡松前町大字筒井 964 番地 2

(2) 開設者の名称及びその代表者の氏名

有限会社松下建築構造事務所 代表取締役 松下弘

(3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

(4) 登録番号

愛媛県知事登録第2080号

3 監督処分の内容

平成21年 4月 1日から 1月間の建築士事務所の閉鎖

4 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第1項の規定による処分を受けたこと。

○愛媛県告示第 253 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第 110 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第 8 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 2月27日

愛媛県四国中央保健所長 河 野 英 明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

愛媛製紙株式会社

四国中央市村松町 370 番地

代表取締役 井川 和永

2 事業場の名称及び所在地

愛媛製紙株式会社

四国中央市村松町 370 番地

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第 188 号）別表第 1 第 23 号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法並びに排水の汚染状態及び量等の変更

5 特定施設に関する事項

(1) 5号抄紙機

		変 更 前		変 更 後	
		高濃度排水	低濃度排水	高濃度排水	低濃度排水
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~7.6 最大 5.8~7.6	通常 5.8~7.6 最大 5.8~7.6	通常 5.8~7.6 最大 5.8~7.6	通常 5.8~7.6 最大 5.8~7.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 500	通常 305 最大 500	通常 100 最大 150	通常 100 最大 150
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 500	通常 305 最大 500	通常 100 最大 150	通常 100 最大 150
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7 最大 10	通常 7 最大 10	通常 7 最大 10	通常 7 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 4	通常 2 最大 4	通常 2 最大 4	通常 2 最大 4
汚水等の 1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 4,038 最大 4,300	通常 3,105 最大 3,200	通常 1,400 最大 1,500	通常 1,400 最大 1,500

(2) 6号抄紙機

		変 更 前		変 更 後	
		高濃度排水	低濃度排水	高濃度排水	低濃度排水
汚水等の 1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 3,163 最大 4,100	通常 750 最大 850	通常 3,163 最大 4,100	通常 1,144 最大 1,300

(3) 7号抄紙機

		変 更 前		変 更 後	
		高濃度排水	低濃度排水	高濃度排水	低濃度排水
汚水等の 1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 3,164 最大 4,100	通常 750 最大 850	通常 3,164 最大 4,100	通常 1,145 最大 1,300

6 汚水等の処理施設に関する事項

		変 更 前		変 更 後	
		高濃度排水	低濃度排水	高濃度排水	低濃度排水
処理施設の型式		凝集加圧浮上・凝集沈殿+標準活性汚泥+凝集加圧浮上・凝集沈殿+二層濾過		凝集加圧浮上・凝集沈殿+標準活性汚泥+凝集加圧浮上・凝集沈殿+二層濾過	
処理施設の構造		鋼板製・ステンレス鋼版製及び鉄筋コンクリート構造		鋼板製・ステンレス鋼版製及び鉄筋コンクリート構造	
処理施設の主要寸法（単位メートル）		加圧浮上 直径 6.21 高さ 14.65 2基 直径 5.80 高さ 2.30 3基 直径 5.95 高さ 15.35 1基 凝集沈殿 直径 9.66 高さ 9.14 2基 活性汚泥 縦 18.0 横 36.0 高さ 4.0 2基 縦 16.6 横 13.4 高さ 9.5 2基 二層濾過 直径 3.6 高さ 3.05 5基		加圧浮上 直径 6.21 高さ 14.65 2基 直径 5.80 高さ 2.30 3基 直径 5.95 高さ 15.35 1基 凝集沈殿 直径 9.66 高さ 9.14 2基 活性汚泥 縦 18.0 横 36.0 高さ 4.0 2基 縦 16.6 横 13.4 高さ 9.5 2基 二層濾過 直径 3.6 高さ 3.05 6基	

処理施設の能力	1日あたり25,000立方メートル処理	1日あたり29,000立方メートル処理			
汚水等の処理の方式	凝集加圧浮上・凝集沈殿+標準活性汚泥+凝集加圧浮上・凝集沈殿+二層濾過	凝集加圧浮上・凝集沈殿+標準活性汚泥+凝集加圧浮上・凝集沈殿+二層濾過			
処理施設の使用時間間隔	連続	連続			
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間	24時間			
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し	無し			
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~7.6 最大 5.5~7.6	通常 5.8~7.5 最大 5.8~8.6	通常 5.5~8.6 最大 5.5~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 776 最大 1,400	通常 56.6 最大 80	通常 711 最大 1,400	通常 50.0 最大 80	
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 666 最大 1,300	通常 28.3 最大 41	通常 619 最大 1,300	通常 25.0 最大 41	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 92 最大 170	通常 2.8 最大 5	通常 84 最大 170	通常 2.4 最大 5	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 8	通常 0.94 最大 3	通常 2.74 最大 8	通常 0.83 最大 3	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 23,426 最大 26,000	通常 22,095 最大 24,705	通常 25,615 最大 26,600	通常 25,000 最大 26,600	

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

- (1) No.1生活排水口
変更なし
- (2) No.2工場排水口

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~7.5 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 56.6 最大 80	通常 50.0 最大 80	通常 50.0 最大 80
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28.3 最大 41	通常 25.0 最大 41	通常 25.0 最大 41
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.8 最大 5	通常 2.4 最大 5	通常 2.4 最大 5
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.94 最大 3	通常 0.83 最大 3	通常 0.83 最大 3

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 22,095 最大 24,705	通常 25,000 最大 26,600
------------------------	------------------------	------------------------

- (3) No.5生活排水口(雨水)
変更なし
- (4) No.10工業用水余水

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.5	通常 0.5 最大 0.5	通常 0.5 最大 0.5
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.5	通常 0.5 最大 0.5	通常 0.5 最大 0.5
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.5	通常 0.5 最大 0.5	通常 0.5 最大 0.5
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.5	通常 0.5 最大 0.5	通常 0.5 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 600 最大 600	通常 0 最大 26,600	通常 0 最大 26,600

備考 この他に、雨水排水口が37箇所ある。

○愛媛県告示第254号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・中北野地区)の施行を平成21年2月18日認可した。

平成21年2月27日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第255号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年2月27日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(農道)	寺男地区	平成21年2月16日

○愛媛県告示第 256 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上分三島線	四国中央市下柏町850番 1 地先から 同町847番 3 地先まで	平成21年 2月27日

○愛媛県告示第 257 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市道後北代1270番 1	平成21年 2月27日
”	”	松山市道後北代1276番 8	”
”	”	松山市道後北代1276番11から 同市道後北代1276番12まで	”
”	”	松山市道後北代1280番 8	”

○愛媛県告示第 258 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 2月27日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	菊 池 耕 治	八幡浜市日土町 2 番耕地167番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	金 口 晃 三	八幡浜市日土町 3 番耕地13番地 3

○愛媛県告示第 259 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 2月27日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

- 指定年月日及び番号
平成21年 2月12日 20大土建（道）第 2 号
- 道路の位置
喜多郡内子町内子3532番 2 の一部
幅員 6.00メートル
延長 36.45メートル
- 申請人の住所及び氏名
喜多郡内子町内子3527番地
大英通商
代表者 大伴 英明
- 図面省略

○愛媛県告示第 260 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居234番3から 同町土居238番2まで	旧	メートル 20.0～26.5	キロメートル 0.023	
			新	21.4～29.5	0.023	

○愛媛県告示第 261 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居234番3から 同町土居238番2まで	平成21年 2月27日

○愛媛県告示第 262 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居176番3から 同町土居175番3まで	旧	メートル 18.5～22.0	キロメートル 0.025	
			新	20.5～23.2	0.025	

○愛媛県告示第 263 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居176番3から 同町土居175番3まで	平成21年 2月27日

○愛媛県告示第 264 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居159番4から 同町土居161番4まで	旧	メートル 13.0~15.8	キロメートル 0.022	
			新	14.2~17.0	0.022	

○愛媛県告示第 265 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居159番4から 同町土居161番4まで	平成21年 2月27日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 2月12日	NPO法人 愛媛がんサポートおれんじの会	松 本 陽 子	松山市古川南三丁目 8 番24号	この法人は、がん患者・家族・遺族などが集い、語り合い、学び合いを通してがんに立ち向かう 勇気と希望を見つけ出すことを願い、がんとうき 合う人々への情報提供に関する事業、がん 医療の向上を図る事業を通してがん患者の求め ている医療環境、社会作りに寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 2月18日	特定非営利活動法人 愛媛昆虫類調査研究機構	菅 晃	松山市泉町109番地の 3	この法人は、昆虫類の調査研究や環境保全に関する事業を行い、昆虫類の分布・生態等の解明 や種の保存を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

労働委員会公告

○公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第18条第 3 号の規定により調停の申請があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第 478 号）第 7 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

平成21年 2月27日

愛媛県労働委員会
会長 白 石 喜 徳

- 申請年月日
平成21年 2月12日
- 関係当事者
申請者 松山市文京町 1 番
日本赤十字労働組合松山支部
執行委員長 山中 寄子
被申請者 松山市文京町 1 番
松山赤十字病院
院長 淵上 忠彦

- 3 事業の種類
医療業
- 4 調停事項
一般職Ⅰ・一般職Ⅱ・医療職Ⅱの初任給の減額をしないこと

雑 報

○公 告

環境影響評価書の縦覧について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第41条第2項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）第52条の規定により読み替えて適用される同条例第21条第2項の規定により、次の都市計画事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第23条の規定により、次のとおり公告し、評価書及び要約書を縦覧に供する。

平成21年 2月27日

松山市長 中 村 時 広

- 1 都市計画決定権者の名称
松山市
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 西クリーンセンター（熱回収施設）建替事業
 - (2) 種類 ごみ処理施設の設置の事業
 - (3) 規模 1日当たりの処理能力 450トン
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
松山市大可賀
- 4 関係地域の範囲
松山市
- 5 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所 松山市役所、西クリーンセンター、愛媛県庁
 - (2) 縦覧期間 平成21年 2月27日から
平成21年 3月26日まで
（土、日、祝日を除く。）
 - (3) 縦覧時間 9時から17時まで

正 誤

○正 誤

平成21年 2月17日付け第2040号愛媛県告示第213号（義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧）中

ページ	箇 所	誤	正
132	（南予地方局産業経済部八幡浜支局管内）表中 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称欄	八幡浜業協同組合	八幡浜漁業協同組合
		三崎業協同組合	三崎漁業協同組合